

児童相談所とは

設置目的

子どもに関する相談に応じ、子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

- この目的を達成するために基本的に次の3つの条件を満たす必要がある。
 - ・ 児童福祉に関する高い専門性を有していること
 - ・ 地域住民に浸透した機関であること
 - ・ 児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていること

設置主体、設置数

- 都道府県、指定都市に児童相談所の設置義務がある（法第12条、第59条の4、地方自治法第156条）。
- 指定都市以外でも、個別に政令で指定する市（中核市を想定、H18～）、特別区（H28～）でも児童相談所の設置ができるとされており、指定都市以外の市では、金沢市、横須賀市が設置している。（明石市は30年度に中核市移行し、31年度に児童相談所を設置予定）また、H28年10月現在、全国に210の児童相談所がある。
- 他都市の状況としては、H29年7月の中核市市長会の調査によると、設置済の2市を除く46市中、23市が設置是非も含め検討をしており、そのうち本市を含む6市が設置に向けて検討を進めている。
- なお、県内では、本市桜ヶ丘に「県中央児童相談所」があるほか、「大隅児童相談所」「大島児童相談所」の計3か所が設置されている。

基本的機能

- 一般的には以下の機能を持つとされる。

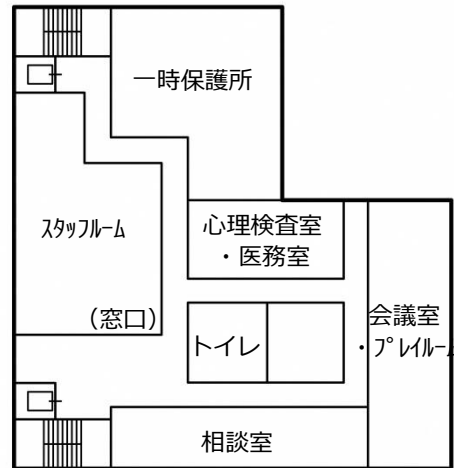
機 能	内 容
相談機能 (法第12条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識及び技術を必要とするものについて、子どもに関する家庭その他からの相談を受ける。 ・ 必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
一時保護機能 (法第12条第2項、 第12条の4、第33条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する。

参 考：児童相談所の設置例

■熊本市の場合：こどもセンターの一部を熊本市児童相談所として使用

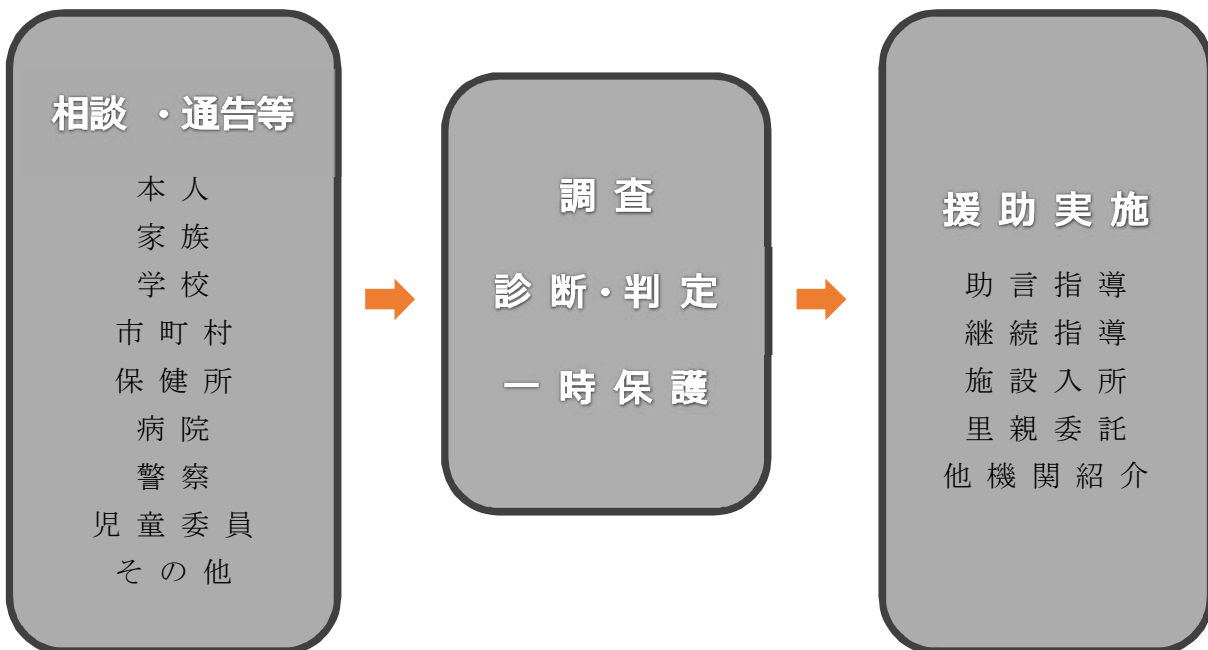
- ・敷地面積 2,222 m²
- ・建築面積 1,362.95 m²
- ・延床面積 4,808.51 m²
- ・建物構成 1階：障害者福祉相談所 2階：教育相談室
3階：児童相談所（一部一時保護所） 4階：児童相談所（一時保護所）
- ・人員（H28.4.1現在）
 - ・概略平面図（3階）

【児童相談所】	
管理職（医師含む）	2
児童福祉司	
社会福祉司等	20
保健師	2
教職員	2
県警職員	1
児童心理司	7
事務職員	4
嘱託職員	15
小計	53
【一時保護所】	
社会福祉司	3
その他	6
嘱託職員	8
小計	17
合計	70

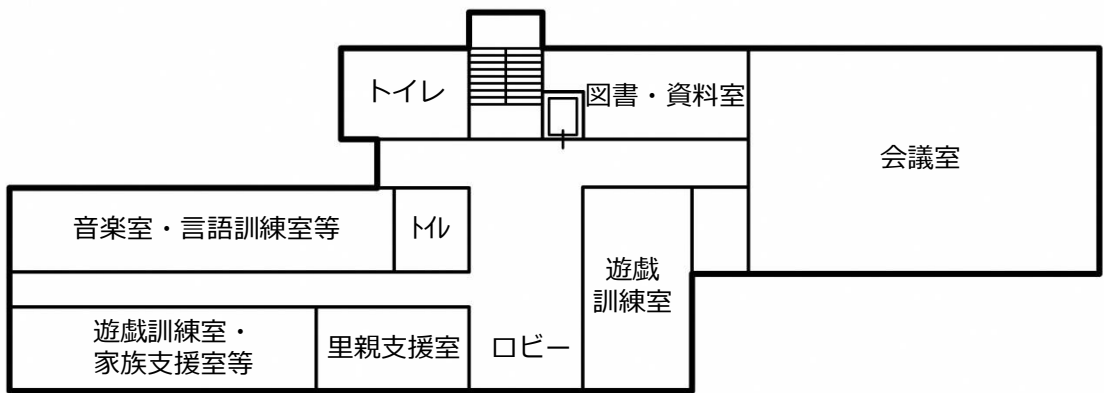


※一時保護所
 3階：食堂、調理室
 4階：児童居室、児童居室（幼児室）、学習室、遊戯室、浴室、洗濯場、体育館

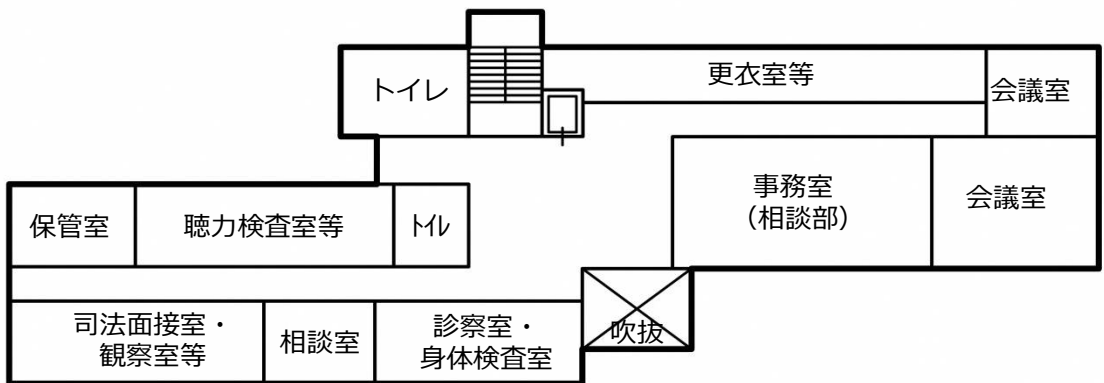
参 考：県児童相談所 業務処理の流れ



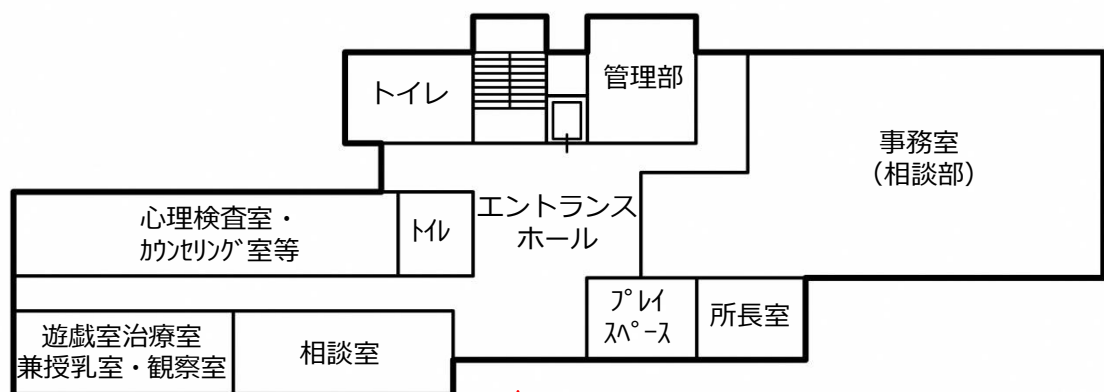
参 考：県児童相談所 概略平面図



3階



2階



出入口

1階